

第 20 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について
議案第 2 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
議案第 5 号 農地審議 非農地判断について
- 4 協 議 事 項
①地域計画策定後の農地権利設定・移転等について
②「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の
一部改正について（別添資料）
③農地賃貸借料情報について
④農地あっせん事業について
⑤その他
- 5 そ の 他
①ファーマーズの集いについて
②植樹祭【3月20日（木）】について
③最適化活動記録について
④当面の日程について
⑤その他

7 出席農業委員（8人）

倉田明彦	征矢昌博	原 聡美	唐木義秋
太田和也	唐澤 忠	伊藤良夫	唐澤喜廣

8 欠席委員

堀 敬一	小林美晴	城田忠志	
------	------	------	--

9 議事録署名委員

唐澤 忠	伊藤良夫
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、堀敬一委員、小林美晴委員、城田忠志委員の3名が体調不良等により欠席となっております。他、農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名の出席を頂いており、会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から、第20回農業委員会総会を開会致します。</p>
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐澤忠委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>2件 6筆</p>
議長	報告事項①については、相続の届出となっておりますが、質問・ご意見等ございますか。
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>報告事項①の届出につきましては、相続でございますので、受理するという形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-48、番号6-49について、2件 6筆を受理と致します。</p>
議長 事務局	<p>続いて、報告事項の②につきまして、事務局からお願いします。</p> <p>②農地法第4条の規定による農地を耕作又は養畜のための農業用施設に供することの届出について報告</p> <p>1件 1筆</p>
議長	報告事項②、こちらは私の担当でございますが、総会資料の位置図、緑色でお示ししている箇所が申請人の[]自宅となり、そこに隣接する敷地に[]プレハブの農業用倉庫を建てるといふものです。皆さんからのご質問・ご意見はございますか。
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>質問等がないようでしたら、報告事項② 農地法第4条の規定による農地を耕作又は養畜のための農業用施設に供することの届出について、受理したい</p>

委員一同 議 長	<p>と思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、番号6-5、報告事項②の1件1筆についてを、受理と致します。 報告事項は以上となります。</p>
議 長	<p>2 議事</p> <p>議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)について審議を行 いたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	朗読 上程
議 長	<p>3件 9筆</p> <p>はい。ありがとうございました。では、議案第1号 番号6-23の案件につ いて、地区担当の菅家美果委員より、補足説明がありましたら、お願いいた します。</p>
菅家美果委員	<p>はい。譲渡人■■■■■は、譲受人■■■■■のご親戚■■■■■ ■■■■■になります。この土地の耕作は、ずっと譲渡人のお父様がされていま したが、■■■■■そのお手伝いをされていた譲受人が土地を受け継ぐ 形となりました。今後は、譲受人ご自身が頑張って耕作を続けていくとい うことでした。こういった事例はこれから増えていくのではないかと感じてい ます。</p>
議 長	<p>はい。議案第1号 番号6-23の案件について補足説明いただきました。ご 意見・ご質問等ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>質問等ないようでしたら、こちらの番号6-23について、可とする形でよろ しいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第1号 番号6-23を可と致します。</p> <p>続いて、番号6-24の案件を審議します。地区担当の太田和也委員から補足 説明をお願いします。</p>
太田和也委員	<p>はい。こちらの譲渡人■■■■■ですが、■■■■■体 力的に厳しいということで、今回、地区内に住む譲受人■■■■■に耕 作していただくことになったようです。</p>
議 長	<p>はい。分かりました。番号6-24について、皆さんから、ご質問はございま せんか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>番号6-24について、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>はい。ありがとうございました。それでは、議案第1号 番号6-24につい ては可と致します。続いて、番号6-25を審議します。番号6-25についまし</p>

唐澤忠委員	<p>て、地区担当の唐澤忠委員から補足説明をお願いします。</p> <p>はい。位置図については、総会資料の 11 ページをご覧くださいと思いますが、 譲渡人 [] は [] 相続で土地を引き継いだ形となります。ただ、やはり [] 遠方にお住まいのために耕作が難しいということで、これまでも [] ご親戚に管理をお願いしていたという経緯があり、できれば地元の方で農地を活かしていただける方へ譲りたいという意向をお持ちでした。譲受人 [] は、新規就農であり、 [] 将来は農業で生活の新しい軸を築いていきたいと仰っています。現在も、既に沢尻に住む [] 方から農業機械と [] 土地を借りていて、2年ほど前から耕作を始められているようです。また、 [] 農業従事日数も年 150 日を十分確保できるのではないかと考えています。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。番号 6-25 について、皆さんから質問等ありましたらお願い致します。</p>
唐木義秋委員	<p>譲受人が、やはり村外在住ということで、住所を見ても耕作されるために通うとなると遠く感じてしまいますが、農業機械を借りている方はどちらにお住まいなのでしょうか。</p>
唐澤忠委員	<p>沢尻地区にお住まいです。譲受人 [] も南箕輪村出身で、将来的には村に戻る意向をお持ちです。</p>
唐木義秋委員	<p>譲り受ける土地も広いですが、耕作に通うということは問題なくできると考えてよろしいのでしょうか。</p>
唐澤忠委員	<p>車で 15 分ほどの距離になるようでして、また農地も固まっている状況です。現在のお仕事も時間に余裕ができる [] 形となっているようですので問題ないものと考えています。</p>
唐木義秋委員	<p>はい。分かりました。</p>
議 長	<p>他に、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>はい。他に質問等なければ、こちらの番号 6-25 についても可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第 1 号 番号 6-25 の案件を可と致します。 続きまして、議案第 2 号に進みます。議案第 2 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程 7 件 7 筆</p>
議 長	<p>はい。議案第 2 号 利用権設定各筆明細についてでございますが、こちらの 7 案件について、ご質問ございましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>ご意見がなければ、7件全てについて、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。それでは議案第2号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細、 番号6-250から番号6-256までの7案件を可と致します。 続きまして、議案第3号に移ります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権 設定各筆明細についてを議題と致します。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>朗読 上程 5件 6筆 はい。事務局からの説明を踏まえ、皆さんからご質問・ご意見ございますか。 (特になし) こちらの5案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、議案第3号、番号6-257から番号6-261まで、5案件全てを可と致し ます。 続いて、議案第4号となります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業につ いてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読 上程 3件 6筆 はい。農地保有合理化事業についてでございますが、番号6-262は、 事務局にて対応。続く、番号6-263、番号 6-264につきましては、それぞれ、 酒井文代委員にお立合いいただいておりますが、酒井文代委員から補足説明はございますか。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>皆さんから、ご質問等ございますか。 (特になし) それでは、議案第4号、こちらの3案件についてを可としてよろしいでしょ うか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) では、議案第4号 番号6-262から番号6-264についてを可とし、進めてま いりますので、宜しく願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして、議案第5号 非農地判断についての審議に移ります。事務局か ら説明をお願いします。 朗読 上程 1件 1筆 ・再生困難農地（非農地判断の流れ）について説明。 ・職権による地目変更登記を行うための審議であることを案内。</p>

議 長	はい。事務局から非農地判断についての考え方、職権による地目変更登記を行うための審議であることを併せて説明いただきましたが、どんな角度からでも結構ですので、ご質問・ご意見をお願いします。
唐澤英樹委員	登記地目、現況地目が現在は「畑」になっていますが、変更するとどのような地目になるのでしょうか。
事 務 局	変更後の地目については、こちらが申請を出した後、法務局が判断する形となりますが、恐らくは「山林」か「原野」になるかと思えます。
倉田明彦委員	周辺の土地 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX はどのような地目になっていますか。
太田和也委員	北側の土地は「山林」で、南側は「畑」で、タラの芽を栽培しています。畑地となつてはいますが、位置図を見ていただいてもお分かりのように、こちらの土地は周辺も含めて傾斜のきつい斜面となっていますので、一般的な農地として利用するのは厳しいと思います。
議 長	ここは、土地改良区との関連はありませんか。
太田和也委員	この段は、土地改良区との関連はありません。
議 長	先程、説明がありました通り、所有者に連絡し、非農地として判断された旨をお伝えして地目変更登記を依頼しましたが、その後も変更登記はなされていないため、職権による地目変更を行うということでもあります。ご理解いただけますでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。それでは、議案第5号 非農地判断について、番号6-1の案件を可と致します。 事務局からも説明がありましたが、農地調整ハンドブックにも非農地判断についての記述がありますので、委員さんそれぞれでご確認いただくようお願い致します。 議事は以上となります。
事 務 局	3 協議事項 ①地域計画策定後の農地権利設定・移転等について ・地域計画策定後、来年度以降の農地の貸借手続きについて、前回総会で出された意見を踏まえて修正を加えた資料を提示。変更点や追加記載等の詳細を説明し、協議を依頼。 ・地域計画の策定後は、審議内容や総会進行にも変更が出てくるため、新年度からの総会運営等について、事務局案を提示。内容について協議を依頼。
議 長	・補足説明をする。 まず、私の方から質問させていただきます。地域計画策定後の中間管理事業の利用については、貸し手と借り手の間での手続きだけではなく、農業委員会の場での協議が必要になるということでしょうか。
事 務 局	はい。今後は、中間管理事業を利用する農業者の方から提出いただく契約書

	<p>に加え、利用者がその土地を耕作することに問題がないか、地域計画に沿っているかどうかということについての「意見書」を添えることが必要になってきます。その意見書は、農業委員会での事前の協議を経て作成する形となります。</p>
議 長	<p>中間管理機構ではなく、我々、農業委員会が審議の前に「意見書」を作成する、その背景は分かりますか。</p>
事 務 局	<p>地域計画が策定されることにより、その計画に沿った内容での貸借をしなければならないということで、地元の農業委員会の事前協議による意見書の添付が必要という考え方になったものと思われます。</p>
議 長	<p>手続き的には、中間管理事業を利用するよりも、農地法第3条での貸借を利用した方が良いという考え方もできてしまいます。</p>
事 務 局	<p>手続き期間は短くなるかもしれませんが、農地法第3条による貸借も、農業委員会で審議を経て許可が必要になるものですし、農地法第3条では、賃貸借契約の場合に契約が自動更新されますので、契約には注意が必要です。また、解約についても農業委員会の許可が必要となる場合もあります。</p>
議 長	<p>分かりました。皆さんから質問がございましたらお願いします。</p>
太田和也委員	<p>農地法第3条での貸借についてですが、貸借期間は「希望する期間」となっていますので、1年ごとの契約にして任意のタイミングで解約するという解釈も可能なのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>農地法第3条の貸借については、賃貸借契約の場合、契約満了の6ヶ月前までの手続きが必要で、それを過ぎてしまうと自動更新となりますので注意が必要ですし、所有者が土地の返却を望んでも、借りている耕作者の権利が強くなりますので、それらの点を踏まえて農業委員さんや最適化推進委員さんが判断していただくこととなるかと思えます。今後、どちらの貸借を利用すべきか、地域計画に沿っているのかの観点を含めて重要な審議をお願いすることになります。</p>
議 長	<p>「計画案」というものを作成しなければならないという手間も、今後は必要になってきますよね。</p>
事 務 局	<p>「計画案」については、公社と耕作者、公社と貸主とが結ぶいわゆる「契約書」になりますので、内容についてはこれまでと変わらない形になると思います。</p>
議 長	<p>これからは「中間管理事業」を利用するか、「農地法第3条による貸借」とするか、そのどちらかになりますので、それぞれに注意点があり、このような手続きが必要になるということをご理解いただきたいと思います。</p>
征矢昌博委員	<p>今後、現在、既に結んでいる利用権設定の契約期間が切れる時、早いものでは今年の年末に満了となる契約がありますが、中間管理か農地法第3条での貸借とするかを新たに選択しなければなりません。こちらとしては、どのタイミングで、いつから書類作成を始めなければならないのか教えていただきたいと思えます。</p>

事務局	<p>はい。中間管理を結ぶときに要する期間については、これまでと変わらないと考えていただいて良いかと思えます。今も、契約書類を中間管理機構に送付してから翌々月に書類が戻り、総会での審議をお願いしています。今後もその点は変わらずに、およそ2ヶ月が正式契約までの時間となりますので、その期間を考慮して手続きを進めていくような形となります。これまでも、契約更新については夏に通知を送らせていただいていますので、来年度以降も同様の日程を考えています。</p>
議長	<p>今、征矢委員からの質問に対して事務局から回答がありましたが、例年通り、夏頃には更新についての案内がされるようですので、今後は、中間管理を利用するか、農地法第3条での貸借とするかの判断をしていただいで進めていくという形をお願いしたいと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、今後の貸借についての通知書類、また来年度以降の総会運営・進行方法について、事務局案通りとすることで了承。
	<p>②「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の一部改正について (別添資料)</p>
農政係長	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法に基づき、平成22年に南箕輪村で策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」について、詳細を説明。今年度末で利用権設定の制度が終了となるため、この構想で謳われている「利用権設定」の文言について削除し、新たに条文等の内容を整えたい旨を案内。文言を削除することについての協議を依頼。
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は農業委員会に諮る前に審議会を開くべき重要な構想ではあるものの、今回は文言削除の簡易的な改正となるため、農業委員会での意見を確認し、同意を得る形としたい旨で説明。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>基本構想の一部改正について、ご意見・ご質問ございますか。</p>
委員一同 議長	<p>(特になし)</p> <p>利用権設定の文言を削除するのみの改正でございます。委員の皆さんの了承をいただいたということで進めさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、事務局案通りに改正することを了承。 ・新しい基本構想については新年度に改めて提示する形とする旨で案内。
事務局 議長	<p>③農地賃貸借料情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年、2月に提供している南箕輪村での農地賃貸借料情報について、令和6年(1月1日～12月31日)における平均額・最高額・最低額を纏めた資料を提示。前年との比較や傾向、その他詳細について説明。 ・補足説明をする。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料については、農地基本台帳送付の際に同封する他、村ホームページへの掲載、窓口での提示などで提供する旨で案内。
事務局 議長	<p>④農地あっせん事業について</p> <p>2件 2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん選定調書について説明をする（会議資料 P21～P26） 補足説明をする。
菅家美果委員	<p>あっせんの相手方 [] について教えていただけますか。</p> <p>はい。 [] かなり大きくリンゴ栽培を手掛けていて、伊那市や南箕輪村でも積極的に農地を探しておられます。元々は果樹農家ですが規模拡大のために法人化し、地域の雇用にも貢献されている他、海外視察なども意欲的に行っている方です。 [] 今回あっせんに出された農地の西側でも広くリンゴを栽培されていて、集約が進む形になると思っています。</p>
唐澤英樹委員 議長	<p>南箕輪村のふるさと納税の返礼品も果物が多いですが、そのほとんどを [] 扱っています。</p> <p>皆さんからそれぞれ説明をいただきましたが、 [] 頑張っていたきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議の結果、特に問題はなさそうなので、可として、あっせん事業を進めていくこととする。
事務局 議長	<p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議事項なし <p>4 その他</p> <p>①ファーマーズの集いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月18日（火）開催の「第21回明日に翔け！上伊那ファーマーズの集い」について、当日のスケジュール等を案内。 補足説明をする。
唐木義秋委員 議長	<p>委員の皆さんから、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>今回の表彰推薦についてですが、辞退された方がいらっしゃいました。推薦させていただいたので必ず受けていただけるという、こちらとしての驕りがあったのかとも思いますが、表彰は折角の機会でありますので、そのような場合も想定し、辞退されてしまった際には別の方を推薦できるような、2段階構えの形で進めるべきではないかと思っています。</p> <p>はい。それぞれに事情やお考えがあるとはと思いますが、来年に向け、検討したいと思います。</p>
	<p>②植樹祭について【3月20日（木）】</p>

<p>事務局 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南箕輪村の村政 150 周年記念の一環で実施される「植樹祭」について、日程や当日のスケジュールを案内。当日の出欠確認を依頼。 ・補足説明をする。
<p>事務局 議長</p>	<p>150 周年ということで、毎年あるものではありません。都合のつく方は顔を出していただくようお願い致します。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>③最適化活動記録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・最適化推進委員それぞれの活動記録について、来年度以降の方法として、新たにタブレットを使用して行う方法を案内。これまで通り専用の記録セットを使用するか、タブレットで行うかの選択を依頼。 (タブレットでの記録については、総会后、委員向けの講習を実施) ・補足説明をする。
<p>事務局 議長</p>	<p>③当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。
<p>事務局 議長</p>	<p>④その他</p> <p>◇農地基本台帳の郵送について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで各地区の役員を通じて配布していた農地基本台帳について、今回より、全てを郵送とする形となったことを説明。発送は2月下旬、回収期限を3月14日（金）とする旨で案内。 ・補足説明をする。 ・各自、承知おきいただくよう、依頼。
<p>唐木義秋委員</p>	<p>◇農業委員会総会の運営体制・当日の総会進行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理がそれぞれ、総会当日の都合がつかなくなってしまった場合の対応について、事務局対応ではなく、委員側でバックアップできる体制をとるべきではないかと提案。
<p>事務局長</p>	<p>前回総会では、欠席された伊藤良夫会長代理の代わりに私の方でさせていただきましたが、本来ならば、各部会長がいらっしゃいますので、農政部会長、農振部会長のどちらかに担っていただくべきだったかとも思います。また、それぞれに副部会長さんもいらっしゃいますので、その辺りまでを体制として定めておけば、十分ではないかと考えます。農政部会長、農振部会長、どちらに優先的に担っていただくかも含め、次回総会までに事務局案としてご提示させていただく形ではいかがでしょうか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>はい。宜しく申し上げます。</p>

議長

以上で議長の職を解かせていただきます。

伊藤会長代理

閉会

以上を持ちまして、第20回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時25分 終了)

以上、第20回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和7年2月28日

議長

長

唐澤喜廣

議事録署名委員

伊藤良夫

議事録署名委員

唐澤 忠